

令和7年度医療機関生産性向上・職場環境整備等事業費補助金交付要綱

制定 令和7年6月25日付け医政第495号

(目的)

第1 人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備を推進する医療機関に対し、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげる支援を行うため、医療機関がより効率的に業務を行う環境を整備するための経費に対し、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知別紙）及び令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱（令和7年5月2日付け厚生労働省発医政0502第8号厚生労働事務次官通知別紙）に基づき、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により医療機関生産性向上・職場環境整備等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ICT機器等の導入による業務効率化事業

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所、無床診療所又は訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）が、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に行うICT機器（タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等）及びその他の業務効率化に資する設備を導入するものをいう。

(2) タスクシフト、タスクシェアによる業務効率化事業

対象施設が、対象期間に行う医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によりタスクシフト、タスクシェアを行うものをいう。

(3) 補助金を活用した更なる賃上げ事業

対象施設が、対象期間に行う次号に定める対象職員に対する処遇改善を目的として賃金を引上げるものをいう。

(4) 対象職員

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（40歳

以上の医師及び歯科医師を除く。)に該当し、すでに雇用している職員をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、別表第1のとおりとし、これに対する補助額は、同表に定める区分ごとに、それぞれの対象経費に係る実支出額を算定し、これらを合計した額と同表に定める基準額とを比較していずれか低い額とする。

(軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的及び補助金の交付決定額の変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の管理)

第6 この要綱の規定により補助を受けた者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分に係る制限の期間)

第7 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。

2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。))が経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、申請者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査さ

せ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

- 第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第10 対象施設は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならない。
- 2 対象施設は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

- 第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

別表第 1（第 3 関係）

区 分	対象経費	基準額
I C T 機器等の導入による業務効率化事業	対象施設が、対象期間に行う業務の効率化に必要な I C T 機器等の導入に要する経費（ただし、I C T 機器等をリース等により整備する場合は対象期間に係る経費に限る）	1 病院又は許可病床数が 5 床以上の診療所 申請日時点の許可病床数×4 万円 2 許可病床数が 5 床未満（無床を含む。）の診療所又は訪問看護ステーション 1 施設あたり 18 万円
タスクシフト、タスクシェアによる業務効率化事業	対象施設が、対象期間に行うタスクシフト、タスクシェアによる業務効率化に必要な新たな職員配置に要する人件費及び人材派遣または業務委託に要する経費	
補助金を活用した更なる賃上げ事業	対象施設が、対象期間に行う対象職員に対する賃金の引き上げに必要な人件費（ベースアップ評価料による賃上げとは別にベースアップ、手当または一時金のいずれかにより行う賃上げに限る。）	

別表第 2（第 11 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	1 令和 7 年度医療機関生産性向上・職場環境整備等事業費補助金交付申請書 2 その他知事が必要と認める書類	様式第 1 号	各 1 部	別に定める
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類	1 令和 7 年度医療機関生産性向上・職場環境整備等事業費補助金変更（中止・廃止）申請書 2 その他知事が必要と認める書類	様式第 2 号	各 1 部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	1 令和 7 年度医療機関生産性向上・職場環境整備等事業費補助金請求書 2 令和 7 年度医療機関生産性向上・職場環境整備等事業費補助金実績報告書	様式第 3 号 様式第 4 号	各 1 部	当該事業を完了した日（規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、

	3 その他知事が必要と認める書類			当該承認の通知を受理した日) から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日のいずれか早い日
--	------------------	--	--	---